

資料17(共通)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和3年1月22日

市内障害福祉サービス事業所 管理者様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

事業所利用者・職員の新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について (協力依頼)

現在、市内の新型コロナウイルスの感染者が増加していることから、保健所の業務が増大しているところです。

そこで、事業所の利用者・職員に感染が判明した際に、保健所の調査が速やかに実施できるよう、今般、事業所の利用者・職員で感染が判明した方(以下「陽性者」といいます。)と接触した利用者・職員(以下「接触者」といいます。)の情報をあらかじめ当課に提供いただき、その情報を保健所に提供することといたしました。

つきましては、陽性者が判明した場合は、これまでと同様、当課に電話で報告を行っていただくとともに、下記のとおり、接触者の情報を提供いただくようお願いします。

記

1 陽性者が発生した場合の手順

<平日>

- (1) 感染者が判明した時点で速やかに、保健所及び障害福祉サービス課に電話で報告を行う。(これまでと同様)
- (2) 電話連絡後、できるだけ速やかに、別紙様式1、2に、陽性者や事業所の感染防止対策の状況、接触者の情報等を記載し、当課メールアドレス宛て(shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)に送信する。

<土、日曜日・祝日>

- (1) 感染者が判明した時点で速やかに、以下の3つのアドレスに同時送信する。
件名及び本文は以下として下さい。
 - ・件名：【事業所名、コロナ感染者発生】
 - ・本文：陽性者(利用者・職員の別)、陽性判明日、症状の有無・内容・発生日、最終利用日あるいは勤務日、接触者の人数(利用者・職員別)、事業所の営業予定[送信先アドレス]
shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
noriyuki5589@city.chiba.lg.jp
yasushi7645@city.chiba.lg.jp
- (2) <平日>(2)と同様の処理を行う。

2 接触者の抽出

(陽性者が職員の場合)

- ・陽性者に症状がある場合は症状発症の2日前から、陽性者に症状がない場合はPCR検査等の検体採取日の2日前から、陽性者が勤務した日にサービスを提供した利用者、陽性者が勤務した日に勤務した職員を全て記載してください。

(陽性者が利用者の場合)

- ・陽性者に症状がある場合は症状発症の2日前から、陽性者に症状がない場合はPCR検査等の検体採取日の2日前から、陽性者が利用した日にサービスを提供した利用者、陽性者が利用した日に勤務した職員を全て記載してください。

3 留意事項

- ・ 様式1・2の提出（電子メールでの送信）にあたっては、個人情報保護の観点から、陽性者や接触者の個人名は記載しないでいただきますが、提出が確認できた後に、当課より事業所に対し、該当者についての確認を電話等で行います。
- ・ 保健所による調査が終了しましたら、その結果等について、これまでと同様当課へ電話等で報告をお願いします。

（お問い合わせ） 千葉市障害福祉サービス課
電話 043-245-5174（施設支援班）
043-245-5227（指導班）
043-245-5228（地域支援班）
FAX 043-245-5630
メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp